

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第15号
2021/2/15

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
http://anti.ikata.org
E-mail:info@anti-ikata.org



伊方原発を止め続ける！ 福島事故から10年、私たちの心の底からの願い

申入書

四国電力株式会社取締役社長 長井啓介殿

- 1 伊方原発3号機の運転をこのまま止めおき、廃炉にすること
- 2 核廃棄物を伊方町に留めおかないこと。乾式貯蔵による長期保管をやめること
- 3 重大事故発生時（昨年1月のような）には、ただちに大分県民に状況を報告すること。また、原因を徹底究明しその説明に社長自ら大分県に足を運ぶこと



四国電力伊方原発ゲート前 2020年10月25日 松本代表

新年おめでとうございます。昨年山口の裁判で1月17日広島高裁決定により、伊方原発3号機の運転が禁止され1年以上が経過しました。

昨年10月25日に「原発さよなら四国ネットワーク」の皆さんとともに、伊方原発ゲート前集會に原告団代表含め8名で参加し四国電力に申入を行いました。

四国電力は、1年前の重大事故原因は確定できず推測の域にとどまっているにも関わらず、再稼働に向けて必死の動きをしています。広島高裁異議審の決定が3月18日に予定されてお

り、私たち大分の裁判も大きな影響を受けることとなります。

昨年4月から新たに府内覚裁判長が着任し、裁判体が一新されました。9月17日の第16回口頭弁論、12月17日第17回口頭弁論で私たちは裁判の“仕切り直し”の位置づけで、原告団と弁護団それぞれの代表が新裁判長に対して「なぜ私たちは伊方原発3号機をとめるたたかいを続けているのか」について陳述を行いました。裁判長に私たちの思いをしっかりと伝えて行かねばなりません。

さて今年は裁判開始から5年目となります。3月4日に第18回口頭弁論が持たれます。相変わらずコロナ禍で参加しづらい状況が続くことが予想されますが、皆さま方の多数の参加をお願いします。**（法廷を満席に！）**

福島原発事故から10年

この10年間でマスコミ報道の扱いはどんどん小さくなってきました。政府は復興五輪と銘打って、福島の実情から国民の目を華やかな方向に目をそらせてきたように思います。しかしいまだに「原子力緊急事態宣言」が発令中です。放射能の恐怖等から、住民の帰還は進んでいません。トリチウムを含む放射能汚染水を海洋に放出する目論見は、強行できず推移しています。

今年は10年の節目となる“311いのちのわ集會”を何としても成功させましょう。

第18回口頭弁論 3月4日（木）

14:00 大分地裁集會

14:30 裁判

15:00 報告会、記者会見

* 早めに集會した人は裁判所の抽選に参加してください。また、参加者はマスク着用をお願いします。

311いのちのわ集會 3月7日（日）

大分市若草公園

10:00～15:30

小雨決行。雨天時はガレリア竹町広場で集會を持ちます。

13:30～